

通達甲警第18号

令和3年3月15日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要綱の改正について

本県警察においては、これまで、茨城県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要綱（平成29年3月30日付け通達甲警第22号別添）を定め、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく特定事業主行動計画を策定し、その実施等について推進してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、誤りのないようにされたい。

なお、茨城県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要綱の制定について（平成29年3月30日付け通達甲警第22号）は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 委員会の任務に茨城県警察におけるワークライフバランス等の推進に関する計画の策定を加えた。
- 2 ワーキングチームの規定を削除した。

別添

茨城県警察ワークライフバランス等推進委員会設置要綱

1 設置

警察本部に茨城県警察ワークライフバランス等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 任務

委員会は、次に掲げる事項を行うことを任務とする。

- (1) 茨城県警察におけるワークライフバランス等の推進に関する計画並びに次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づく特定事業主行動計画の策定に関すること。
- (2) (1)の計画の実施に関すること。
- (3) その他(1)の計画に関すること。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 各部長（警務部長を除く。）、警務部総務統括官、同部首席監察官、生活安全部人身安全対策統括官、刑事部組織犯罪対策統括官及び警察学校長

4 運営

- (1) 委員会は、委員長が招集し、及び議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

- (1) 委員会に、幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、委員長の指示により、委員会に付議する事項について協議する。
- (3) 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

ア 幹事長 警務部長

イ 幹事 各部の庶務を担当する課長、警務部総務課長、同部会計課長、同部監察室長及び同部県民安心センター長

- (4) 幹事会は、幹事長が招集し、及び議事を主宰する。
- (5) 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (6) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。